

豊川市水道事業発注工事 —工事写真作成基準—

令和 ~~6~~ 年 ~~6~~ 月 改定

豊川市上下水道部 水道整備課

5 工事写真用看板

- (1) 工事名・工事場所・工種・測点・内容説明・工事業者名を記載する。また、内容説明については、撮影目的に応じた内容を正確に記載すること。
- (2) 監督員が実施する出来形及び品質に関する重要な検査は、黒板に検査の内容、検査結果、立会者名、検査日を記入する。

6 整理編集

- (1) 写真は、ネガのプリント又はデジタルカメラをカラーでプリントアウトしたもので、大きさはサービスサイズ（L判：縦 89 mm×横 127 mm）を標準とする。デジタルカメラの写真については、必要な文字や数量等の内容の判断ができる機能を有する機材（カメラ、プリンター、印刷用紙）を用いるものとする。
- (2) 写真帳の大きさはA4版とする。
- (3) 写真帳は、目次表やインデックスを使用し、撮影項目が判断し易いよう工夫する。
- (4) 黒板の内容が判別し難い場合は、台紙（写真の右側）に測点番号（撮影位置）、簡単な説明を記入する。
- (5) 設計図又は竣工図の平面図を利用して、撮影箇所を明確に記した図を必要に応じて添付する。
- (6) 工事写真を電子データで提出する場合は【豊川市デジタル写真管理情報基準（案）】に定められた仕様に則り提出すること。

工事写真撮影・整理の各論

1 定義

- (1) 工事写真は、「着手前完了、使用材料、品質管理、施工状況、出来形管理、安全管理、その他管理」に分類する。
- (2) 本配管工事とは、一般的な開削工法による導水管・送水管及び配水管工事をいう。消火栓および空気弁設置工事も含む。
- (3) 前記（2）以外の主要構造物となる水管橋及び橋梁添架管工事、推進工事、立坑工事、管路更正工事等をいう。
- (4) 給水管工事とは、本配管の分岐から宅内までの給水装置をいう。
- (5) 附帯工事とは、管路の布設完了後に行う路面復旧工事（本舗装復旧、区画線設置等）、道路付属物復旧工事（側溝、集水柵、防護柵等）および既設構造物撤去工事（既設管の撤去、既設管の残置に関するもの）をいう。
- (6) 仮設配管工事とは、施工期間中に行なう一時的な配水および給水に関する工事をいう。
- (7) 舗装撤去から仮舗装復旧までの土工事、土留め等の仮設工事は前記（2）～（6）の各工種に含まれる。
- (8) 施工状況および出来形管理の写真は前記（2）～（6）の「レベル3種別」毎に撮影整理し、各「レベル2工種」でまとめる。
- (9) 施工のメインとなる路線（これ以降は本線と呼ぶ）。この本線から分岐する延長20m以下の路線（これ以降は支線と呼ぶ）。支線は、「路線1-支1」と表現する。